安全保障理事会議長声明

「不拡散/朝鮮民主主義人民共和国」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012 年4月16日、月曜日に開催された、安全保障理事会の第6752回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) による 2012 年 3 月 13 日 (現地時間) の発射を強く非難する。

安全保障理事会は、この衛星発射、並びに衛星発射若しくは宇宙ロケットとしての性格であったとしても、弾道ミサイルの技術を使用したいかなる発射も、安全保障理事会決議 1718 (2006) および 1874 (2009) の重大な違反であることを強調する。

安全保障理事会は、かかる発射が同地域における重大な安全上の懸念の原因となったことを憂慮する。

安全保障理事会は、DPRK が弾道ミサイルの技術を使用した更なる発射を行わないことまたその弾道ミサイル計画に関連した全ての活動を中止することにより決議 1718 (2006) および 1874 (2009) を遵守しまたこの文脈でミサイル発射に関するモラトリアムへの同国の既存の約束を再確立することを要求する。

安全保障理事会は、決議 1718 (2006) の第 8 項で課され、決議 1874 (2009) で修正された措置を調整することに合意する。安全保障理事会は、決議 1718 (2006) に従って設立された委員会に対し、以下の任務を行いまた 15 日以内に安全保障理事会に報告することを指示する。

- (a) 追加の団体および品目を指定する
- (b) 個人、団体および品目についての委員会の一覧表(S/2009/205 と INFCIRC/254/Rev.9/Part.1)に含まれている情報を更新し、その後は年単位で更新する
 - (c) 委員会の年次作業計画を更新する

安全保障理事会は、同委員会が 15 日以内に前項に従って行動しなかった場合には、安全保障理事会は、それから 5 日以内にこれらの措置を調整するための行動を完了することに、更に合意する。

安全保障理事会は、DPRKが、全ての核兵器および既存の核計画を完全な、立証できるかつ撤回できないやり方で断念し、直ちに関連する全ての活動をやめることを含めて、安全保障理事会決議 1718 (2006) および 1874 (2009) の下でのその義務を直ちに完全に遵守し、また弾道ミサイルの技術を使用した更なる発射、核実験若しくは何らかの更なる挑発行為を行わないことを要求する。

安全保障理事会は、全ての加盟国に対し、決議 1718 (2006) および 1874 (2009) に従ったその義務を完全に履行することを求める。

安全保障理事会は、更なる DPRK の発射若しくは核実験の場合には、それに応じて行動をとる安保 理の決意を表明する。